

料 金 表

(特定規模需要標準供給条件)



【業務用電力A・業務用季時別電力A】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）14（業務用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

(1) 業務用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	1,953円00銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,848円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,785円00銭

(2) 業務用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	1,953円00銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,848円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,785円00銭

2 電力量料金

(1) 業務用電力A

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	10円59銭	9円70銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	9円58銭	8円79銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	9円48銭	8円69銭

(2) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	14円37銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	12円84銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	12円70銭

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	12円02銭	11円10銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	10円75銭	9円95銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	10円63銭	9円85銭

ハ 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	6円84銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	6円42銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	6円35銭

【産業用電力A・産業用季時別電力A】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）15（産業用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

(1) 産業用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,953円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,848円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,785円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,722円00銭

(2) 産業用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,953円00銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,848円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,785円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,722円00銭

2 電力量料金

(1) 産業用電力A

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	10円13銭	9円28銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	9円21銭	8円44銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	9円10銭	8円35銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	9円00銭	8円25銭

(2) 産業用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	14円37銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	12円84銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	12円70銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	12円57銭

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	12円02銭	11円10銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	10円75銭	9円95銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	10円63銭	9円85銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	10円52銭	9円74銭

八 夜 間 時 間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	6円84銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	6円42銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	6円35銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合	6円28銭

【臨時電力】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）16（臨時電力）(3)口の電力量料金は以下のとおりといたします。

（電力量料金）

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 業務用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 5 4 銭	1 1 円 4 7 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 1 円 3 3 銭	1 0 円 3 9 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 1 円 2 1 銭	1 0 円 2 7 銭

2 産業用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 1 円 9 9 銭	1 0 円 9 7 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 0 円 8 9 銭	9 円 9 7 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 0 円 7 6 銭	9 円 8 6 銭
	標準電圧 100,000ボルト で供給を受ける場合	1 0 円 6 4 銭	9 円 7 4 銭

【業務用自家発補給電力】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）17（自家発補給電力）(1)八・の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,148円30銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,032円80銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,963円50銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	644円70銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	610円05銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	589円05銭

なお，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 1 円 5 7 銭	1 0 円 5 9 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 0 円 4 7 銭	9 円 5 8 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 0 円 3 5 銭	9 円 4 8 銭

(2) (1)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 2 7 銭	1 3 円 0 4 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 8 8 銭	1 1 円 7 9 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 7 4 銭	1 1 円 6 5 銭

【産業用自家発補給電力】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）17（自家発補給電力）(2)八・の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,148円30銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,032円80銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,963円50銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,894円20銭

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	429円45銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	406円35銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	392円70銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	379円05銭

なお，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	11円06銭	10円13銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	10円05銭	9円21銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	9円93銭	9円10銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	9円82銭	9円00銭

(2) (1)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	13円63銭	12円46銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円37銭	11円31銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円22銭	11円18銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円07銭	11円05銭

【予備電力】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）18（予備電力）(3)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予備線	予備電源
契約電力 1キロワット につき	高圧で常時供給を受ける場合	73円50銭	136円50銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	63円00銭	126円00銭

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

【燃料費調整】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）の燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
= 0.0848
= 0.2323
= 0.8667

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,500\text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよび八の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、八の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	13銭4厘
	特別高圧で供給を受ける場合	13銭1厘

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が26,500円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が26,500円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

【太陽光発電促進付加金単価】

特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）附則2（料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕）(1)イの太陽光発電促進付加金単価および附則2（料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕）(1)口の太陽光発電促進付加金単価の適用期間は以下のとおりといたします。

1 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は，エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお，当社は，その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

2 太陽光発電促進付加金単価の適用期間

(1) 1に定める太陽光発電促進付加金単価は，(2)および(3)の場合を除き，その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(3)の場合を除き，太陽光発電促進付加金単価の適用期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，計量日といたします。

(3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力

を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう3月の検針日は、4月1日といたします。

【実施期日】

この料金表は、平成22年4月1日から実施いたします。

【料金表の変更】

当社は、特定規模需要標準供給条件（平成22年4月1日実施）2（標準供給条件の変更）にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合には、業務用電力A、業務用季時別電力A、産業用電力A、産業用季時別電力A、業務用自家発補給電力、産業用自家発補給電力および予備電力の基本料金および電力量料金、臨時電力の電力量料金ならびに燃料費調整の取扱いは、変更後の料金表によります。